

松本都市計画区域区分 新旧対照表

(令和4年5月23日 変更告示)

松本都市計画区域区分の変更（長野県決定）

松本都市計画区域区分の変更（長野県決定）

松本都市計画区域区分を次のように変更する。

松本都市計画区域区分を次のように変更する。

松本都市計画区域区分の変更（長野県決定）

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

「計画図表示の通り」

2. おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

2. おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		236.1千人	232.4千人
市街化区域内人口		173.0千人	173.6千人
市街化調整区域人口		63.1千人	58.8千人

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		236.1千人	232.4千人
市街化区域内人口		173.0千人	173.6千人
市街化調整区域人口		63.1千人	58.8千人